

松江市告示第57号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月18日

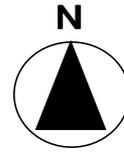
松江市長 上 定 昭 仁



路線 番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
12064	京 塚 宇 賀 池 線	松江市上乃木三丁目653番3 " " " " 9	令和8年2月18日	1	

位置図 No. 1

供用開始路線 京塚宇賀池線



拡大図



 京塚宇賀池線 市道編入区域